

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2012年（平成24年）5月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

- 1 改正する規則
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市みらい創造財団が公益財団法人に移行したこと
に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第1号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則（昭和12年教育委員会規則第3号）の一部を、次のように改正する。

第4条及び別表第2中「財団法人藤沢市みらい創造財団」を「公益財団法人藤沢市みらい創造財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則新旧対照表

改 正 案	現 行																																				
<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化推進課</p> <p>(3) <u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u>芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整</p> <p>スポーツ課</p> <p>(14) <u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u>スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整</p> <p>別表第 2(第 10 条関係)</p> <p>固有事務決裁表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>事務の種類</th> <th>決裁事項</th> <th>決裁区分</th> <th>合議</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化推進課</td> <td>文化振興</td> <td><u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u>芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>スポーツの振興</td> <td><u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u>スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	文化推進課	文化振興	<u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u> 芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長			スポーツ課	スポーツの振興	<u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u> スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長			<p>(分掌事務)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の表に規定する課及び図書館(以下「課等」という。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化推進課</p> <p>(3) <u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u>芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整</p> <p>スポーツ課</p> <p>(14) <u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u>スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整</p> <p>別表第 2(第 10 条関係)</p> <p>固有事務決裁表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>課等名</th> <th>事務の種類</th> <th>決裁事項</th> <th>決裁区分</th> <th>合議</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化推進課</td> <td>文化振興</td> <td><u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u>芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スポーツ課</td> <td>スポーツの振興</td> <td><u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u>スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整</td> <td>課等の長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考	文化推進課	文化振興	<u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u> 芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長			スポーツ課	スポーツの振興	<u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u> スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長		
課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考																																
文化推進課	文化振興	<u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u> 芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長																																		
スポーツ課	スポーツの振興	<u>公益財団法人藤沢市みらい創造財団</u> スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長																																		
課等名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考																																
文化推進課	文化振興	<u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u> 芸術文化事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長																																		
スポーツ課	スポーツの振興	<u>財団法人藤沢市みらい創造財団</u> スポーツ事業部の運営指導及び連絡調整	課等の長																																		

附 則（平成 24 年教委規則第 1 号）

この規則は、公布のから施行する。